

意見書第 2 号

地震財特法の延長等に関する意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 26 年 11 月 28 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	高 橋 延 幸
	同	村 瀬 公 大
	同	善 本 真 人
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するために定められた「地震対策緊急整備事業計画」の根拠法である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」が、平成 27 年 3 月 31 日をもって期限切れを迎えます。

この地震対策緊急整備事業計画は、今後実施すべき事業が数多く残されており、地震防災対策をより一層推進するため、同計画の延長の必要が生じています。

よって、地震財特法の有効期間の延長等について、国に対し強く要望するため本意見書を提出するものであります。

地震財特法の延長等に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところであります。

この計画は、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されたものですが、平成 26 年度末で期限切れを迎える現在もお、実施すべき事業が数多く残されています。

また、東日本大震災をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、緊急輸送道路・消防用施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じています。

さらに、近年では、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る被害想定等も発表され、それぞれの地震を対象とした特別措置法が施行されたところではありますが、地方公共団体が行う地震防災対策事業への二法に基づく国の支援は充分とは言えません。

よって政府は、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について、有効期間の延長を図られること、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援について拡充されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 26 年 11 月 28 日

神奈川県湯河原町議会

[提出先]

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
防災担当大臣
消防庁長官
林野庁長官
水産庁長官